

加盟店規約（河内長野市電子地域通貨）

加盟店規約（河内長野市電子地域通貨）（以下「本規約」といいます。）は、本規約に定める事項に関して、河内長野市（以下「市」といいます。）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めたものです。

市から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約、本システム利用規約（第1条に定義します。）、加盟店マニュアルおよび加盟店募集案内への記載内容にご同意いただいた上で、市に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。

加盟店希望者が加盟店の登録をお申込みいただいた場合、本規約、本システム利用規約、加盟店マニュアルおよび加盟店募集案内に同意したものとみなされます。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「アプリ型」とは、地域通貨の発行形態のうち、本アプリ（ユーザー）上のQRコードと紐づく形で本システム上に地域通貨のポイントにかかる情報が登録され、当該本アプリ（ユーザー）上のQRコードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (2) 「カード型」とは、地域通貨の発行形態のうち、本カード上のQRコードと紐づく形で本システム上に地域通貨のポイントが登録され、当該本カードの提示を受けた加盟店がQRコードを読み取ることにより登録されたポイントの利用が可能となる形態をいいます。
- (3) 「加盟店」とは、地域通貨を使用することができる事業者として市が指定するものをいいます。
- (4) 「発行業務実施者」とは、市及び市が指定する第三者であって、地域通貨の発行業務を受託するものをいいます。
- (5) 「対象商品等」とは、加盟店が一定額の地域通貨と引き換えにユーザーに提供する商品又はサービスをいいます。
- (6) 「地域通貨」とは、発行業務実施者が、本システムを通じて、ユーザーに対して発行し、電磁的方法により記録されるポイントであって、ユーザーが加盟店において地域通貨使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (7) 「地域通貨使用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、地域通貨と引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。

- (8) 「地域通貨取引金額」とは、地域通貨使用取引において決済された地域通貨に相当する金額をいいます。
- (9) 「地域通貨発行条件」とは、ユーザーが、地域通貨の発行を受けるために必要な条件として、市が定めているものをいいます。
- (10) 「本アプリ（加盟店）」とは、加盟店が地域通貨による決済、同決済情報の確認のために加盟店の情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (11) 「本アプリ（ユーザー）」とは、ユーザーがアプリ型の地域通貨の発行を受け、利用するためにユーザーの情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (12) 「本カード」とは、カード型の地域通貨の発行、利用のためにユーザーに対し発行される、QRコードが掲載されているカードをいいます。
- (13) 「本システム」とは、地域通貨の発行・管理システム（本アプリ（加盟店）及び本アプリ（ユーザー）を含みます。）をいいます。
- (14) 「本システム利用規約」とは、別途、株式会社トラストバンク（以下「トラストバンク」といいます。）が定める「ふるさとチョイス 電子感謝券及び地域通貨システム利用規約」をいいます。
- (15) 「ユーザー」とは、地域通貨発行条件を満たし、地域通貨の発行を受け、当該地域通貨を利用し、又は利用しようとする者をいいます。

第2条（加盟店の登録）

- 1 加盟店希望者は、本規約、本システム利用規約および加盟店募集案内の内容を承諾の上、市に登録を申し込むものとします。加盟店希望者は、市に対して、申込み時に記載、入力又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 加盟店希望者が前項の申込みをした場合、市は、加盟店の登録審査を行います。市は、審査の結果、加盟店として加盟店希望者の登録を認める場合、加盟店希望者に対し、その旨通知するものとします。なお、通知は、市からの委託を受けて加盟店の管理、決済の補助等の業務を行うトラストバンクより登録確認メールを送信したことをもって、加盟店希望者の登録を認めた旨の通知をしたものとして取り扱います。
- 3 加盟店希望者は、前項の通知を受けたときは、速やかに、登録確認メールに記載された情報をもとに本システムおよび本アプリ（加盟店）へのログイン、およびテストを実施するものとし、不明点等が生じた場合は別途案内するコールセンター等で確認を行い、滞りなく決済できるよう努めるものとします。
- 4 本契約は、トラストバンクが加盟店に対して第2項に従って通知をしたときに成立するものとします。
- 5 加盟店は、申込書に記載した情報について変更がある場合には、速やかに、市に対し

通知するものとします。

第3条（地域通貨使用取引）

- 1 加盟店は、市の定める地域通貨の内容及び条件に従い、ユーザーとの間で、地域通貨対象取引を行うことができるものとします。
- 2 加盟店は、以下のいずれかの方法により、地域通貨使用取引において、地域通貨による決済を実施するものとします。
 - (1) 加盟店が、本アプリ（加盟店）を使用して、ユーザーから提示を受けた本アプリ（ユーザー）上又は本カード上のQRコードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する地域通貨のポイントを減じる操作を行うこと
 - (2) ユーザーが本アプリ（ユーザー）を使用して加盟店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する地域通貨のポイントを減じる操作を行い、加盟店において、本アプリ（ユーザー）上において、同操作が行われたことを確認すること。
- 3 加盟店は、次項に定める場合のほか、ユーザーからの地域通貨使用取引の申込みを拒絶しないものとします。
- 4 加盟店は、ユーザーから地域通貨使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、地域通貨による決済を行ってはならないものとします。
 - (1) ユーザーから、対象商品等以外の商品又はサービスについて、地域通貨による決済を求められた場合
 - (2) ユーザーから、QRコードをキャプチャした画像、その他、本アプリ（ユーザー）、本カード又はこれらに表示されるQRコードの複製物による決済の申込みを受けた場合
 - (3) 偽造若しくは変造された本アプリ（ユーザー）、本カード又はこれらに表示されるQRコードを提示された場合
 - (4) 本アプリ（ユーザー）又は本カードに登録された地域通貨の名義人ではない者により地域通貨使用取引の申込みを受けた場合
 - (5) 第1号ないし前号に該当すると疑われる場合
 - (6) 市から、地域通貨使用取引の中止を求められた場合
- 5 加盟店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、原則としてユーザーとの間で行った地域通貨使用取引を取消し、又は解除しないものとします。ユーザーが加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は、自らの責任において対応を行うものとします。

第4条（取扱店舗）

加盟店は、市所定の加盟店標識及び販促物等（ポスターを含みますが、これに限らない

ものとし、市の指示に従って掲示又は表示するものとし、

第5条（地域通貨取引金額の支払）

- 1 地域通貨取引金額は、第3条第2項に定める加盟店又はユーザーによる操作が本システムに反映された時点で確定するものとし、
- 2 トラストバンクは、市からの委託に基づき、地域通貨取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」といいます。）で締め、加盟店に対し、売上締め日の翌月末日後までに、加盟店が指定した振込先口座に、前月末日の翌日から売上締め日まで（以下「取扱期間」といいます。）の地域通貨取引金額（但し、第3条第5項に基づき取消又は解除された地域通貨使用取引に係る地域通貨取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない地域通貨取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額を控除した残額とする。）を支払うものとし、ただし、令和4年3月のみ3月15日を売上締め日とし、当月末までに支払うものとし、
- 3 振込手数料は市の負担とし、

第6条（不正な地域通貨使用取引の処理）

- 1 加盟店が第3条第4項第1号ないし第5号のいずれかに該当する地域通貨使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合において地域通貨使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、市に対しその旨を直ちに通知するとともに、市が行う調査に協力するものとし、
- 2 加盟店が第3条第4項第1号ないし第4号及び第6号のいずれかに該当するにもかかわらず地域通貨使用取引を行った場合、市は、加盟店に対し、当該地域通貨取引にかかる地域通貨取引金額を支払う義務を負わないものとし、
- 3 前項に規定する場合で、市がトラストバンクを通じて加盟店に対し当該地域通貨使用取引にかかる地域通貨利用金額を支払済みであるときは、加盟店は、市に対し、当該金額を、当該地域通貨使用取引の翌取扱期間における地域通貨利用金額から当該地域通貨使用取引にかかる地域通貨利用金額を差し引く方法のほか、市の指定する方法により返還するものとし、
- 4 加盟店が第3条第4項第5号に該当するにもかかわらず地域通貨使用取引を行ったと市が判断した場合、又は加盟店が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、市は、加盟店に対し、当該地域通貨対象取引にかかる地域通貨利用金額相当額の支払を拒絶することができるものとし、なお、当該地域通貨使用取引が第3条第4項第1号ないし第4号に該当しないことが判明した場合、市は、加盟店に対し、当該地域通貨使用取引にかかる地域通貨利用金額を、直近の取扱期間の地域通貨利用金額に上乗せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとし、

第7条（クレーム対応等）

- 1 加盟店は、対象商品等に関連して、ユーザー又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、市にいかなる迷惑もかけないものとします。
- 2 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、ユーザー又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
- 3 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を市所定の方法で、市に対して報告するものとします。また、加盟店が前二項のクレーム対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、ユーザーへ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に市にその内容を通知するものとします。

第8条（遵守事項）

- 1 加盟店は、本契約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 加盟店は、市が地域通貨利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。
- 3 加盟店は、市から貸与を受けた加盟店の情報を登録した QR コード（QR コードが表示された紙面その他の媒体を含みます。以下本条において同じ。）を適切に維持・管理するものとします。
- 4 加盟店は、QR コードを複製、第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。
- 5 加盟店は、市が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

第9条（秘密保持義務）

- 1 加盟店は、本契約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないもの

とします。

- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
- (3) 開示の時点で公知の情報
- (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第10条（個人情報の取り扱い）

- 1 加盟店は、本契約の履行及び地域通貨使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとし、）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとし、
- 2 加盟店が、本契約の遂行又は地域通貨使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとし、
- 3 加盟店は、本契約の履行又は地域通貨使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとし、
- 4 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又は地域通貨使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとし、
- 5 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、市から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとし、また、市は、加盟店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店は、市の調査に協力するものとし、
- 6 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を市と協議し、市の指示に従って適切な措置を講じるものとし、加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を市に対し書面にて報告するとともに、市と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとし、
- 7 加盟店は、本規約に違反し又は本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとし、加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、市が損害を被ったときは、市に対して当該損害を賠償しなければならないものとし、

第11条（契約期間）

- 1 本契約は、第2条第4項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、効力発生後最初に到来する3月末日まで有効とします。
- 2 前各項の定めにかかわらず、本システム利用規約が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。また、この場合、加盟店は本契約の終了による損害の補償等を市に請求することはできないものとします。

第12条（解約）

- 1 加盟店は、解約日の3ヶ月前までに、市に申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- 2 市は、解約日の3ヶ月前までに加盟店に申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

第13条（解除）

- 1 市は、加盟店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 申込情報に誤り、虚偽があったとき。なお、申込書提出後の変化により申込情報と実態に差異が生じた場合は、速やかに市に申告してください。これにより募集要件を満たさなくなった場合にも、本契約は解除されることがあります。
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
 - (6) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (8) 市による連絡が取れなくなったとき
 - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (10) 加盟店に対してクレームが頻発し、市が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき
 - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと市が判断したとき
 - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると市が判断した場合
 - (13) その他市が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、市（市からの委託先を含む）は、加盟店に

対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

第14条（契約終了時の処理）

- 1 本契約が終了した場合、その理由のいかんを問わず、加盟店は、直ちに地域通貨使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
- 3 本契約終了後も、第6条（不正な地域通貨使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第8条（遵守事項）第3項及び第4項、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第16条（損害賠償・費用負担）、第17条（通知の方法）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第15条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「加盟店等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5） 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、市又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - （1） 暴力的な要求行為
 - （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4） 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又は

その業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

- 3 市は、加盟店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び市と加盟店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
- 4 市は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

第16条（損害賠償・費用負担）

- 1 加盟店は、加盟店とユーザーとの間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 市は、加盟店とユーザーその他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該ユーザー又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第17条（通知の方法）

- 1 本契約に関する市から加盟店への通知は、書面、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電若しくはメッセージの送信若しくは電子メールアドレスへの電子メールの送信又はその他市が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われる場合には、市が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

第18条（本規約の変更）

市は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。市は、本規約を変更した場合には、インターネットのウェブサイト等への掲載その他市が適切と判断する方法により加盟店に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知するものとします。

第19条（権利の譲渡等）

加盟店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第20条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、市及び加盟店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第21条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

以上

（令和4年7月1日制定）